

公 募 公 告

青森県警察機動隊において、飲料自動販売機を設置し経営を行う事業者について次のとおり公募します。

令和5年12月1日

内閣府所管国有財産部局長
青森県警察本部長
磯 丈男

記

1 使用許可者の氏名

内閣府所管国有財産部局長
青森県警察本部長
磯 丈男

2 公募に付する事項

(1) 件名

青森県警察機動隊における国有財産使用許可（自動販売機設置）の相手方選定

(2) 設置場所

青森県警察機動隊

青森市大字新城字天田内130-3 厚生棟

(3) 自動販売機等の種類及び設置台数

清涼飲料（缶、ペットボトル等） 2台

詳細については公募説明書で示す。

(4) 設置条件等

設置条件等については公募説明書で示す。

(5) 設置開始時期

令和6年4月1日

3 公募で参加する者に必要な資格

- (1) 良質な商品、優良なサービス及び災害発生時に救援対応できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 健全な経営状況と認められ、かつ適正な業務の履行が確保できる者であること。
- (5) 次のいずれにも該当すること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(6) 下記4の公募説明書等を受領した者であること。

4 公募説明書等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和5年12月1日（金）から 令和5年12月14日（木）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 青森県青森市新町2丁目3-1
青森県警察本部警務部施設課管財係（青森県警察本部庁舎2階）

5 応募の申込み期間、場所及び提出方法

- (1) 申込み期間 令和5年12月1日（金）から令和5年12月14日（木）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 申込み場所 青森市新町2丁目3-1
青森県警察本部警務部施設課管財係（青森県警察本部庁舎2階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送

6 設置業者の選定方法

上記5(1)の申込み期限までに参加申込書等の提出があった者のうち、公募説明書で定めた要件の全てを満たした内容となっているかを審査し、全ての要件を満たしていると認められた応募者のうち、提案された国有財産使用料の金額により競争を行い、青森県警察本部が算定した金額以上で最も高い金額を提示した申込者を設置業者とする。

詳細については、公募説明書で示す。

7 その他

手続において使用する言語は日本語に限る。

その他詳細については公募説明書で示す。

8 問い合わせ先

青森市新町2丁目3-1

青森県警察本部警務部施設課管財係

電話番号 017-723-4211